

- 1 本件申立ては、いずれも避難指示等対象区域外であり、かつ、自主的避難等対象区域にも指定されていない栃木県那須町、那須塩原市及び大田原市（以下、あわせて「那須地区」という。）に本件事故当時居住していた申立人ら7,310名が、被申立人に対し、少なくとも中間指針第一次追補（以下「第一次追補」という。）が認めている自主的避難等対象区域におけるのと同等の損害を被ったなどとして、申立人らが被った損害のうち、共通ないし類似する損害の一部について一律の金銭賠償を求めるものである。

なお、那須地区（総面積：1,319.44km²、総人口：222,306人〔平成22年10月1日現在〕）は、栃木県の北東部に位置し、主としてその山間部において、福島県白河市、西郷村、棚倉町、南会津町、下郷町に隣接しており、福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）からの距離は、最も近い那須町と福島県との境界で80km超、那須塩原市及び大田原市の中心部では100km超である。那須地区は、避難指示等対象区域はもとより自主的避難等対象区域とも隣接しておらず、那須地区と避難指示等対象区域との間の距離は、最も近い那須町と福島県との境界で50km超、那須塩原市及び大田原市の中心部では70km超である。

- 2 まず、第一次追補では、自主的避難等対象区域について、本件事故発生当初の放射線被ばくへの恐怖や不安、本件事故発生からしばらく経過した後の放射線被ばくへの恐怖や不安について、いずれの場合も福島第一原発の状況が安定していない等の状況下で、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村等の自主的避難の状況等の要素が複合的に関連して生じたと考えられるとし、事故発生当初の十分な情報がない時期は、大量の放射性物質の放出による被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性が認められ、事故発生からしばらく経過後は、放射線量に関する情報がある程度入手できるような状況下であり、少なくとも子供・妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることから、被ばくへの恐怖や不安を抱くことは、一定の合理性が認められるとされ、これらの恐怖・不安による自主的避難のみならず、自主的避難を行わずに滞在し続けた者にも賠償すべき損害が認められるとされている。
- 3 本件において、申立人らは、本件事故により、自主的避難等対象区域と同等の放射線被ばくへの不安や恐怖を抱き、日常の平穏な生活を阻害されており、申立人らには、共通ないし類似する損害が認められる旨主張するが、那須地区については、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性の点等において自主的避難等対象区域とは事情が異なることからすると、住民の中に被ばくへの恐怖や不安を抱く者がいたとしても、そのことから直ちに那須地区が自主的避難等対象区域と同額の賠償を認めるべき状況にあったということとはできず、本件では、それでもなお、那須地区に居住する申立人らが、客観的かつ具体的に、自主的避難等対象区域におけるのと同様またはこれ

に準じる損害を受けたと認められるか否かが問題となると考えられる。

そこで検討するに、那須地区の空間放射線量については、平成23年3月15日に那須町の1地点で1.75 $\mu\text{Sv/h}$ が測定されたこと(甲6)、同年5月に行われた教育機関等における放射線量等調査における各市町村の最大値として、1.24 $\mu\text{Sv/h}$ (那須町)、1.62 $\mu\text{Sv/h}$ (那須塩原市)、0.82 $\mu\text{Sv/h}$ (大田原市)の結果が得られたこと(甲18, 19)、同年7月12日から16日にかけての航空機モニタリング調査で部分的に0.5から1.0 $\mu\text{Sv/h}$ の場所があったこと(甲20)等が認められ、その他の申立人らが提出する資料(甲23~28, 68~71等)も踏まえると、一定の時点において自主的避難等対象区域と比しても空間放射線量が低いとは言えない地点が点在していることが認められるのであるから、そのような場所では、個別具体的な事情により日常生活に一定程度の阻害が生じていた可能性を否定することはできないように思われる。しかしながら、那須地区全体は、上記のとおり総面積約1,310 km^2 (栃木県の面積の約20.5%に当たる。)であって相当広域にわたっているうえ、公表された那須地区の空間線量によれば、同地区内の各場所によって放射線量の濃淡に差が大きいと認められるところ、申立人らの居住地すべてが放射線量の高い地点か、それに近接する地点に存在していたと認めることは困難である。

また、申立人らが提出したアンケートや陳述書等の多数の資料の内容をみても、これらの資料が示すところからは、申立人らによって放射線被ばくへの不安の有無や程度、日常生活阻害の内容や程度等について相当程度の差があったことが窺われるのであって、これらの資料の内容に照らし、申立人ら全員あるいは申立人らのうちの子供及び妊婦全員に共通もしくは類似する、自主的避難等対象区域におけるのと同様またはこれに準じるような不安感や日常生活阻害が存在し、これについて賠償すべき相応の理由があると認めることは困難である。

- 4 以上のとおりであって、本件については、申立人ら全員あるいは申立人らのうちの子供及び妊婦全員に一律の金銭賠償を認めるべき共通もしくは類似の損害の存在を認めることが困難であるため、和解案を提示することはできないとの結論に至った。

なお、本件は、申立人らが求める一律賠償の可否について審理したものであって、申立人らの個別具体的な事情に基づく損害賠償の可否について判断を示すものではない。

以上